

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ)障害者福祉サービス事業の経営

(ロ)一般相談支援事業の経営

(ハ)特定相談支援事業の経営

(ニ)障害児相談支援事業の経営

(ホ)地域活動支援センターの受託運営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人南陽会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福島県南会津郡南会津町長野字上の山 3 4 1 7 番 2 に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長 1 名は、理事会の決議によって理事の中から選定する。またあらかじめ、理事長以外の理事のうち、1 名を副理事長として理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事長は、この法人を代表し職務を執行する。

4 副理事長の権限は理事会の招集のみとする。

(理事の職務及び権限)

第7条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担うものとする。

(監事の職務権限)

第8条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第9条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

4 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第10条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第11条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って報酬等を支給することができる。

(理事会)

第12条 この法人の業務の決定は、すべての理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決しこれを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

4 理事会の決議は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者であっても、出席者と見なさない。ただし、予め、理事全員が書面で同意の意思表示した場合（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、決議があったものとみなす。

6 理事会の議事について法令で定めるところにより議事録を作成する。当該理事会に出席

した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員の定数は7名とし、その評議員をもって評議員会を組織する。

- 2 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。
- 3 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会決議に基づき理事長が招集する。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会の決議は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び評議員会に付議される事項についての意思を表示した者であっても、出席者と見なさない。ただし、予め、評議員全員が書面で同意の意思表示した場合は、決議のあったものとみなす。
- 9 第7項、第8項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 10 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第7項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 11 評議員会の議事について法令で定めるところにより議事録を作成する。議長及び評議員会において選任した評議員2名は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(評議員の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告の承認
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (6) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 合併
- (9) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (10) 解散した場合における残余財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員の選任及び解任）

第16条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員選任・解任は評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 「評議員選任・解任委員会委員」の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 7 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選出規程に基づいて、理事会が行う。

（評議員の任期及び報酬等）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により、費用弁償をすることができる。

第 4 章 資産及び会計

（資産の区分）

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 金100万円

(2) 建物

イ 南会津郡南会津町長野字上ノ山3417番2所在の養護所

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 1616.04㎡

外附属工作物

機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積 27.90㎡

- 機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 6.00 m²
- ロ 南会津郡南会津町長野字上ノ山3417番2所在の作業訓練所
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 214.55 m²
- ハ 南会津郡南会津町長野字上ノ山3417番2所在の車庫物置
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 66.56 m²
- ニ 南会津郡南会津町長野字上ノ山3417番2所在の浴室
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 128.44 m²
- ホ 南会津郡下郷町大字中妻字大百刈70番地所在の作業所
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 648.00 m²
- へ 南会津郡下郷町大字中妻字大百刈71番地1所在の倉庫物置
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 108.95 m²
- ト 南会津郡下郷町大字豊成字檜原2489番地家屋番号2489番
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 166.99 m² 2階 69.52 m²
- チ 南会津郡下郷町大字中妻字大百刈70番地、71番地1
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 312.70 m²
- リ 南会津郡只見町大字長浜字久保田11, 17番地
木造平屋建て
床面積 193.99 m²

(3)土地

南会津郡下郷町大字豊成字檜原2489番
宅地 320.66 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第21条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始前までに、理事長において作成し、理事会の決議を経て、評議員の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第22条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第23条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会計処理の基準)

第24条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に於いて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるものの外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散及び合併

(解 散)

第26条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の議決を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第28条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の議決を得

た上で、福島県知事の認可を受けなければならない。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第29条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可（社会福祉法第45条の3 6第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受け入れなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(広告の方法)

第30条 この法人の公告は、社会福祉法人南陽会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第31条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	長谷川 亨 士
理 事	稲 富 正 昭
〃	高 山 重
〃	大 竹 茂 平
〃	佐 藤 昌 平
〃	渡 部 勝 廣
〃	星 太 治
〃	渡 部 次 郎
〃	羽 金 与 平
〃	星 政 一
監 事	田 近 定 一
〃	横 山 光 夫

附 則

この定款は、平成3年4月24日より施行する。

附 則

この定款は、平成4年7月28日より施行する。

附 則

この定款は、平成7年2月10日より施行する。

附 則

この定款は、平成8年6月1日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成10年6月5日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年4月23日）より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成14年8月19日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成14年12月20日）から施行する。

附 則

1 この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成15年6月24日）から施行する。

2. 平成15年5月10日現在理事の者の任期は、第6条第1項の規定に拘わらず、平成17年3月31日迄とする。

附 則

1. この定款は、福島県知事の認可のあった日（平成16年2月26日）から施行する。

2. 平成16年2月26日現在評議員の者の任期は、第17条第1項の規定に拘わらず、平成17年3月31日迄とする。

附 則

この定款は、福島県知事の認可のあった日（平成17年1月17日）から施行する。

附 則

この定款は、福島県知事の認可のあった日（平成17年10月14日）から施行する。

附 則

この定款は、福島県知事の認可のあった日（平成18年1月12日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成19年8月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、（平成21年7月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成22年7月5日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成24年4月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成24年8月10日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成25年3月19日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成26年4月21日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、令和2年12月24日から施行し、平成30年2月6日から適用する。